

試験種類・区分

Q01 県職員採用試験の「大学卒業程度」「短大卒業程度」「高校卒業程度」とはどのような意味ですか？

- 「〇〇卒業程度」とは試験問題の難易度を示すもので、受験の学歴要件ではありません。原則、年齢要件が満たされていれば、どなたでも受験できます。
- ただし、職種によっては、資格や免許の取得など、年齢以外の要件が必要な場合がありますので、詳しくはそれぞれの受験案内でよく確認してください。

Q02 警察官採用試験の、「A区分」「B区分」とはどのような意味ですか？

- 警察官採用試験受験には、年齢要件のほか学歴要件を満たすことが必要です。具体的には、
 - ・「A区分」：大学を卒業されたかたもしくは卒業見込のかた（人事委員会が同等の資格があると認めるかたを含む。）が対象です。
 - ・「B区分」：「A区分」以外のかたが対象です。大学を卒業されたかた（もしくは卒業見込のかた）は受験できません。
- その他、試験区分によっては、資格や段位の取得など、年齢や学歴以外の要件が必要な場合がありますので、詳しくは受験案内でよく確認してください。

Q03 募集職種はいつごろ決定しますか？

「警察官 A(1回目)」「警察官 B(1回目)」	2月上旬
「県職員(民間企業等経験者対象)」	2月上旬
「県職員(大学卒業程度(事務・警察行政以外))」	4月下旬
「警察官 A(2回目)」「警察官 B(2回目)」	6月上旬頃
「県職員(短大、高校卒業程度)」	6月上旬頃
「氷河期世代チャレンジ枠」	6月中旬頃

に決定する予定です。

なお、退職者の状況などにより、年度によっては募集しない職種もあります。各試験を実施する場合には人事委員会のホームページやメールマガジン、広報紙などでお知らせしますが、試験実施の予定については人事委員会事務局にお問い合わせください。

Q04 資格や免許の必要な職種の試験は、いつ行われるのですか？

- 資格や免許の必要な職種とは、薬剤師、保健師、獣医師、保育士、公立学校栄養職員、司書など、特定の免許や資格の取得が受験の要件となっている職種です。
 - それぞれ職種によって「大学卒業程度」や「短大卒業程度」に区分されます。
 - (例) 薬剤師、保健師、獣医師など「大学卒業程度」
 - 保育士、司書、公立学校栄養職員など「短大卒業程度」
- 区分ごとに、「大学卒業程度」の職種は6月20日に、「短大卒業程度」の職種は9月26日に1次試験を実施する予定です。

Q05 「社会福祉」の職種の受験資格となっている「社会福祉主事任用資格」とはどのように取得するのですか？

- 「社会福祉」の職種の受験資格は、年齢要件の他に、社会福祉主事任用資格を有するか、翌年3月までに取得見込みであることです。社会福祉主事任用資格を取得するためには、次の①～③のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ① 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（3科目以上）を修めて卒業すること。（必要科目の詳細については厚生労働省のホームページ、在学中の（又は卒業した）学校にお問い合わせなどしてご確認ください。）
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
- ③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

Q06 人事委員会で募集する職種以外に県職員の採用はありますか？

- 医師、看護師、その他医療系技術職（知事及び病院局）や船舶乗組員、学芸員（教育委員会）などがありますが、毎年募集があるとは限りません。詳しくは担当部局へご確認ください。
- ・総務部行財政改革局人事企画課（0857-26-7034）
- ・教育委員会事務局教育総務課（0857-26-7578）
- ・病院局総務課（0857-26-7886）
- 県立病院に勤務する「病院薬剤師」は、病院局が採用試験を行っています。

試験申込

Q07 受験申込にはどのような方法がありますか？

■ 次のいずれかの方法で行ってください。

- ① インターネットにより申し込む。(鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。)なお、令和3年度から県職員採用試験の「大学卒業程度」の申込方法は原則インターネットのみとなります。
- ② 必要事項を記入した受験申込書を「郵送」により人事委員会事務局へ提出する。
- ③ 必要事項を記入した受験申込書を人事委員会事務局へ「持参」し提出する。

■ 郵送又は持参の場合、受験申込書の提出場所は人事委員会事務局1か所です。他の機関では受け付けません。

その他試験関係

Q08 過去にどんな問題が出題されたのか知りたいのですが？

- 「論(作)文試験」「集団討論」の過去3年間に
出題された問題と、「教養試験」と「専門試験」
の例題は、人事委員会のホームページで閲覧
できます。なお、「教養試験」と「専門試験」に
ついては、職種ごとに例題として掲載しており、
問題全ての掲載はしていません。

- 過去3年間に実施していた試験種目であっても、
令和3年度以降実施する予定のない試験種目
については掲載していません。

過去の試験問題はこちら



採用・配属

Q09 採用候補者名簿に登載されたら必ず採用されますか？

■ 試験に合格されると「採用候補者名簿」に登載され、各任命権者(知事、教育委員会など)は、この名簿に登載されたかたの中から、欠員の状況などを考慮して採用者を決定します。(次ページ「申込みから採用までの流れ」参照)

■ 本県では、採用予定者数と同数の者を採用候補者としていますので、実態として「採用候補者名簿」に登載された全員(採用を辞退した者等を除く。)が採用されています。

Q10 採用されると希望した勤務先に配属されますか？

■ 配属先は本人の希望や業務特性、ジョブローテーションなどを踏まえ、業務の必要性や各所属の事情などを考慮して任命権者が決定します。このため、必ずしも希望どおりの職場に配属されるとは限りませんが、多様な職務を経験し、職員としてのキャリアを積み重ねた上で、本人が希望する職場で活躍している職員も数多くいます。

仕事説明会

8月・12月・3月開催

参加者の声

- ★ 気になっていたことを聞くことができ
た。
- ★ 話を聞いていて実際の仕事環境をイ
メージやすかった。
- ★ 各部署を見学し、どういった仕事内
容かということに加え、部署内の雰
囲気も伝わってきてよかった。
- ★ 技術職は仕事内容の情報収集が
難しかったが、実際に職員から仕事
についてより深い話を聞くことができ
志望した気持ちが高まった。

鳥取県では、県職員や警察官・警察行政を目指しているかた、県や警察の仕事に関心のあるかたを対象に、仕事説明会を開催しています。

- ・ 鳥取県職員の概要や採用試験などの説明があります。
- ・ 実際に職場や施設などを見学したり、各部署の若手職員などとの交流で、仕事のやりがいや苦労したことなどを直接聞くことができます。
- ・ 希望者には、説明会終了後に個別相談をお受けします。
- ・ 3月開催は、ご家族や女性向けの内容で実施しています。

説明会情報はこちら



※参加には申込が必要となります。詳細は人事委員会ホームページをご覧ください。
※日程が変更となったり、状況によってはオンライン方式での開催となる場合があります。